

一般廃棄物処理業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目2番18号
 氏 名 クリーンシステム 株式会社
 代表取締役社長 田口 幸隆
 電話番号 048 (831) 4615

許可番号	春日部市許可第29050号
許可年月日	平成29年10月1日
業 種	<input checked="" type="checkbox"/> 収集・運搬 <input type="checkbox"/> 処分(最終処分を除く。) <input type="checkbox"/> 最終処分
事業の範囲	春日部市内全域における一般廃棄物(ごみ)
事務所の名称 及び所在地	クリーンシステム 株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号
許可の期間	平成29年10月1日から平成31年9月30日
処 理 料 金	
許可の条件	<p>① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、春日部市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及びその他の関係法令を遵守すること。</p> <p>② 業務に使用する車両は、当市の専用車とし事前に届け出を行い、車体に規定の表示をすること。</p> <p>③ 様式第20号「一般廃棄物処理業務実績報告書」の提出は翌月5日までとする。(食品残渣は別に計量し報告のこと。)</p> <p>④ 一般廃棄物処理業許可申請事項のうち変更のあった場合は、速やかに届け出ること。</p> <p>⑤ 可燃ごみは春日部市豊野環境衛生センターへ、不燃ごみは春日部市クリーンセンター搬入のこと。</p> <p>⑥ 搬入量は、月量 可燃ごみ90トン、不燃ごみ1トン以内とする。</p> <p>⑦ 食品残渣は、埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山328番地 株式会社アイル・クリーンテック寄居工場へ搬入のこと。</p> <p>⑧ 食品残さ排出事業者に変更がある場合は、必ず事前協議すること。</p> <p>⑨ 春日部市が発する指令等を遵守すること。</p> <p>⑩ 許可条件等に違反したときは、許可を取り消すこともある。</p>

上記のとおり許可証を交付する。

平成29年9月29日

春日部市長 石川 良 三

